	オ　船上通信設備及び双方向無線電話については実地通信を行い、感度を確認する。 カ　ＤＳＣ専用受信機、ナブテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。	
3　地上基幹放送局	⑴　無線局事項書又は免許状に記載された放送区域内における受信状況を確認する。 ⑵　確認に当たっては、放送区域内の任意の数ポイント（空中線に指向方向がある場合は、それぞれの方向におけるポイント）を選定し、放送波の受信状況を確認する。 ⑶　受信状況については、映像／音声／文字それぞれについて、雑音、ゴースト等の状況又は文字化けの状況等を記載するとともに、次の表により５段階評価して記載する。 評価 5：極めて良好に受信可能 評価 4：雑音／混信が小さく良好受信が可能 評価 3：多少の雑音／混信で実用可能 評価 2：受信はできるが、実用にならない 評価 1：受信不能で全く実用にならない 注　評価３には、必要に応じて（±）を付すこと。	放送区域内の選定したポイントを示した地図とともに、当該ポイントごとに左記の確認事項を記載すること。
4　アマチュア局	工事設計書に記載された無線設備及びそれぞれの指定周波数帯ごとに指定空中線電力で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲のテレビ及びラジオの放送受信に対する障害の有無を確認する。	
5　その他の無線局	⑴　通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地通信を行う。 ア　通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定 イ　感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無 ウ　無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否 ⑵　複数の伝送ルートを有する場合には、通信の相手方ごとに代表的な周波数を選定し、実地通信を行う。 ただし、単一通信路の固定局にあっては、代表的な通信の相手方を選定する。 ⑶　監視装置、制御装置及び警報装置を備える場合は、それぞれの装置の動作状況についても確認する。	記載に当たっては、使用設備名、使用した電波の型式及び周波数、伝送ルート、中継した無線局名を併せて記載すること。

注１　船舶地球局及び航空機地球局については、それぞれ適宜の方法により実施することとし、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

注２　本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

附　則

１　この告示は、平成二十三年六月三十日から施行する。

２　平成九年郵政省告示第六百六十六号（登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

３　平成十七年総務省令第百十九号）附則第三条第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第五項又は第六条によりその技術的条件をなお従前の例によるものとされた無線設備の点検については、平成三十四年十一月三十日までは、なお従前の実施方法によることができる。

４　この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第三項第二号の表３の項中アにおける周波数範囲は、設備規則別表第三号において規定する周波数不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち上限と下限をそれぞれ次の表に規定する周波数範囲とすることができる。

基本周波数帯の範囲	下　限	上　限
９kHzを超え100MHz以下	９kHz	１GHz
100MHzを超え300MHz以下	９kHz	第10次高調波
300MHzを超え600MHz以下	30MHz	３GHz
600MHzを超え5.2GHz以下	30MHz	第５次高調波
5.2GHzを超え13GHz以下	30MHz	26GHz
13GHzを超え150GHz以下	30MHz	第２次高調波
150GHzを超え300GHz以下	30MHz	300GHz

注１　無線設備の使用する周波数範囲（占有周波数帯幅の許容値及び周波数の許容偏差を含む。以下同じ。）が上表の基本周波数帯の範囲の２以上の範囲にまたがるときは、各欄のうちもっとも広い周波数範囲となるよう、下限及び上限の規定をそれぞれ適用する。

注２　上限が高周波で規定されている場合は、無線設備の使用する周波数範囲が上端の10倍、５倍又は２倍の周波数を上限とするものとする。

○総務省告示第二百八十号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十四条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を次のように定め、平成二十三年六月三十日から適用する。

なお、平成十一年総務省告示第二百三十三号（登録点検事業者等規則第十四条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

一　この告示中の次に掲げる用語の意義は、この項に示すとおりとする。

３２１　「半角文字」とは、別表第一号により定義される文字をいう。

３２２　「全角文字」とは、別表第一号により定義される文字をいう。

３２３　「改行文字」とは、改行を表す文字をいい、四桁の十六進数「０Ｄ０Ａ」で表現される文字をいう。

二　対象とする書類は、別表第三号に規定するとおりとする。

三　登録検査等事業者等規則（以下「登録検査等規則」という。）第二十四条（第一号を除く。）に規定する書類は、日本工業規格Ａ列四番の規格の用紙に次の各号に掲げる事項を記載した提出票に、次項に定める記録媒体を添付して提出すること。

１　申請者等（申請、届出その他の行為をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

２　申請等の年月日

３　添付する記録媒体に記録されている書類の名称（同時に二以上の記録媒体を提出する場合は、記録媒体の通し番号ごとに記載すること。）

４　この票に添付されている記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、その書類の名称